大阪市告示第1215号

次の施設について、大阪市立プール条例(昭和49年大阪市条例第41号)第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年8月29日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年月	日	供用時間
大阪市立 淀川屋内プール 水泳 トレーニング場	令和7年9月1日 同月3日 令和7年9月5日	(水)まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和7年9月7日	(日)	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年9月8日 同月10日	(月) から(水) まで	午前9時から
	令和7年9月12日	(金)(日) から	午前9時から
		(月) まで (火) から	午後7時30分まで 午前9時から
	同月17日 令和7年9月19日	(水)まで (金)	午後 9 時45分まで
	令和7年9月21日	(日)	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年9月22日	(月)	午前9時から 午後9時45分まで
	令和7年9月23日	(火)	午前9時から 午後7時30分まで

	令和7年9月24日(水)		午前9時から
	令和7年9月26日(金)		午後 9 時45分まで
	△和7年0月20日 (日)		午前9時から
	令和7年9月28日(日)	(口)	午後7時30分まで
	令和7年9月29日(月);	から	午前9時から
	同月30日(火)	まで	午後 9 時45分まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)